

統一・標準化に係る諸課題の 検討状況について

2023年2月

デジタル庁

— 地方公共団体情報システム標準化基本方針

地方公共団体情報システム標準化基本方針の概要

- 「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号）第5条に基づき、標準化の推進に関する基本的な事項について、地方公共団体情報システム標準化基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるもの。
- 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣が、関係行政機関の長に協議、地方3団体から意見聴取の上、作成（閣議決定）。

統一・標準化の意義及び目標

移行期間：「**2025年度までに、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指す**」

情報システムの運用経費等：「**平成30年度（2018年度）比で少なくとも3割の削減を目指す**」

地方公共団体におけるデジタル基盤の整備、競争環境の確保、システムの所有から利用へ、迅速で柔軟なシステムの構築

- 国又は地方公共団体は、従来、時間と費用の両面から大きなコストが生じていた基幹業務システムからのデータの取り込みを円滑に行うことが可能となり、迅速な国民向けサービスの開始に寄与する。
- デジタル庁は総務省とともに、全地方公共団体の移行スケジュール及び移行に当たっての課題を把握し、その解決に地方公共団体と協力して取り組むこととする。

施策に関する基本的な方針

- ・標準化対象事務の範囲
- ・標準準拠システムの機能等に係る必要な最小限度の改変又は追加
- ・推進体制（制度所管府省の役割、関係府省会議）
- ・意見聴取等

標準化基準に関する基本的な事項

- ・共通標準化基準に関する基本的な事項（データ要件・連携要件、セキュリティ、ガバメントクラウドの利用、共通機能）
- ・標準化基準の策定に関する基本的な事項（標準化基準の策定・変更方針、適合性の確認、検討体制）

その他推進に必要な事項

- ・地方公共団体への財政支援（財政支援に関する基本的考え方、デジタル基盤改革支援補助金）
- ・地方公共団体へのその他の支援（情報提供、市区町村の進捗管理、デジタル人材、都道府県の役割等）

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
標準準拠システムへの移行（地方自治体）		先行事業 （標準準拠していないシステム）		移行支援期間 （2025年度までに、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指し、国はそのために必要な支援を積極的に実施）	

基本方針 移行期間について

2.2 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の目標

(5) 標準準拠システムへの円滑な移行とトータルデザインの実現

- 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の取組については、基幹業務システムを利用する地方公共団体が、令和7年度（2025年度）までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムに移行できる環境を整備することを目標とする。
- 具体的には、**令和5年（2023年）4月から令和8年（2026年）3月までを「移行支援期間」と位置付け、地方公共団体の基幹業務システムが、令和7年度（2025年度）までに、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指すこととし、国はそのために必要な支援を積極的に行う。**
- また、標準準拠システムへの移行完了後に、標準化対象事務に関する情報システムの運用経費等については、**平成30年度（2018年度）比で少なくとも3割の削減を目指すこととし、国は、デジタル3原則に基づくBPRを含めた業務全体の運用費用の適正化のための次の取組みを行うことにより、当該目標の実現に向けた環境を整備する。**
 - ① トータルデザインの考え方の下で、デジタル庁が標準準拠システムの共通機能や共通部品（申請管理を含むフロントサービスとの連携機能、認証機能、文字環境の3つを候補として注力する。）を開発し、全体としてより効率的なシステム構築や運用を行うための取組を、**早期に標準準拠システムに移行し当該取組に積極的に協力する市町村と段階的に実証することとする。**
 - ② ガバメントクラウド上での構築・運用を前提としたアプリケーションの開発・運用の高度化に挑戦するベンダのスキル・ノウハウを底上げするための支援を強力に行う。
 - ③ **標準仕様書において標準化すべきであるがされていない機能や過剰な機能等の検証・整理**や、システム連携に関する効率的な検証環境の準備を進める。

基本方針 運用経費等について

2.2 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の目標

(5) 標準準拠システムへの円滑な移行とトータルデザインの実現

- **情報システムの運用経費等の目標**の達成に向けては、移行支援期間である令和7年度（2025年度）までの達成状況及び移行支援期間における実証等を踏まえるとともに、為替や物価などのコスト変動の外部要因も勘案する必要があることから、**令和7年度（2025年度）までの間、必要に応じた見直しの検討と達成状況の段階的な検証を行う。**
- 令和7年度（2025年度）までに上記の取組を行うことで、国又は地方公共団体は、新たに地方公共団体の基幹業務システムのデータを活用した施策を講ずるに当たり、標準化されたデータの取り込みに対応したアプリケーションを、あらかじめガバメントクラウド上に構築することで、従来、時間と費用の両面から大きなコストが生じていた基幹業務システムからのデータの取り込みを円滑に行うことが可能となり、**迅速な国民向けサービスの開始に寄与**する。
- 基本方針の決定後、**デジタル庁は総務省とともに、全地方公共団体の移行スケジュール及び移行に当たっての課題を把握し、その解決に地方公共団体と協力して取り組む**こととする。その上で、総務省はデジタル庁とともに、地方公共団体に対して必要な助言を行い、適正な費用での安全な移行が担保される計画を作成する。加えて、総務省は、6.2.2のとおり、デジタル庁、制度所管府省及び都道府県とも連携して市区町村の進捗管理等の支援を行う。

基本方針 ガバメントクラウドについて

4.3.1 ガバメントクラウドの位置付け

- 地方公共団体が標準準拠システムにおいてガバメントクラウドを利用することは、標準化法第10条により、努力義務とされている。地方公共団体は、**標準準拠システムの利用において、ガバメントクラウドの利用を第一に検討すべきである**が、ガバメントクラウドと比較して、ガバメントクラウド以外のクラウド環境その他の環境の方が、性能面や経済合理性等を比較衡量して総合的に優れていると判断する場合には、当該ガバメントクラウド以外のクラウド環境その他の環境を利用することを妨げない。

4.3.5.5 ガバメントクラウドの利用料

- 地方公共団体の基幹業務システム等が活用する**ガバメントクラウドの利用料**については、クラウド利用料は地方公共団体が現行システムで負担する運用経費に相当するものであること、標準準拠システムを効率的に構築・運用していくための競争環境を適切に確保していく必要があること、ガバメントクラウド上の各種サービスへの円滑な接続など他の環境にはない利点があることを踏まえ、**ガバメントクラウドの利用に応じて地方公共団体に負担を求める**ことについて、業務全体の運用コストや利用料等の見通しの情報を明らかにした上で、デジタル庁、総務省、財務省、地方公共団体等が協議して検討を行う。
- 現行システムからの円滑なデータ移行・ガバメントクラウド上のシステムへの連携を実現するとともに、業務全体の運用コストの適正化により、標準化対象事務に関する情報システムの運用経費等の3割削減の実現につなげるため、**早期にガバメントクラウドへ移行し、国が行う検証等の取組に積極的に参加する団体**に対しては、**標準準拠システムを効率的に運用するために検証を行いながら移行を進められるよう、技術的支援に加え、当該検証等に要する費用を国が支援する**など、必要な支援について予算編成過程において検討を行う。

基本方針 適合性確認について

5.1.3 機能標準化基準への適合性の確認

- 機能標準化基準の適合性の確認については、標準準拠システムを利用する地方公共団体が一義的に責任を有している。
- 標準準拠システムは、実装必須機能及び標準オプション機能を実装し、それら以外の機能を実装してはならないことから、地方公共団体は、標準準拠システムを利用する前に、それらの機能が実装されていること及びそれらの機能以外が実装されていないことを確認する必要がある。
- 地方公共団体が機能標準化基準に適合しているかどうかの確認を効率的に行うことができるよう、事業者は地方公共団体に提示する標準準拠システムの提案書やマニュアル等において、機能標準化基準に規定される機能 I D ごとにどの操作・画面において当該機能が実装されているのかを明示するものとする。その他、地方公共団体の確認の負担を軽減する方策について引き続き検討を行う。
- 制度所管府省は、地方公共団体から機能標準化基準の適合性の確認において疑義が生じ、照会があった場合には、速やかに詳細を把握する等し、5.1.4で定める検討会の場で議論をする等しながら、解釈を示す等の対応を行う。

5.2.2 共通標準化基準の適合性の確認

- 共通標準化基準の適合性の確認については、標準準拠システムを利用する地方公共団体が一義的に責任を有する。
- 共通標準化基準のそれぞれの構成要素における適合性の確認については、次のとおりとする。
 - (1) データ要件・連携要件に関する標準化基準の適合は、データ連携やデータの利活用の観点から実装面においても十分に確保されている必要があることから、標準準拠システムは、デジタル庁が提供するツールを使って実施されるデータ要件・連携要件に関する標準化基準に係る適合確認試験に合格したシステムでなければならないこととするとともに、当該ツールは地方公共団体に提供することにより、地方公共団体が行う適合性の確認の負担を軽減する。
 - (2) 非機能要件の標準については、常時、適合性確認を行うことが困難な項目も含まれることから、地方公共団体が S L A その他受注者との取り決めの項目として明示することで適合性を担保することとする。
 - (3) 共通機能の標準の適合性確認については、機能標準化基準の方法に準ずる。

標準仕様書の改定に関する基本的な考え方①

- 標準仕様書の改定に当たっては、地方自治体及びベンダーの予見可能性を高め、標準化対象事務のシステム全体として、安定的に開発、調達及び運用を行っていく必要があることから、改定の時期等について、以下のとおり、基本的な考え方を整理することとしてはどうか。
- また、標準仕様への適合性確認や、標準準拠システムの開発等に時間を要することから、そもそも、制度改正の検討を開始する際に、制度改正の適用時期等についてデジタル庁に情報共有するよう努めるなど、地方自治体における標準準拠システムの現実的な利用開始時期を念頭に置いた対応を行うべきではないか。

<基本的な考え方（案）>

- ① 制度改正を契機として見直しを行う場合は、原則として見直しの適用の1年前までに見直し内容を反映した仕様書を公表する。
ただし、制度改正が毎年行われる事務等については、別途の反映方法により行うこととし、デジタル庁と制度所管府省とで調整する。
- ② 機能要件について、制度改正以外の事情を契機として見直しを行う場合は、原則として年1回の特定の期日までに仕様書への反映を行ったものについて、その1年後以降に適用する。
ただし、移行支援期間（2025年度まで）においては、統一・標準化の取組を優先するため、原則として当該見直しは行わず、真に必要なものについてデジタル庁と協議の上、見直しを行う。
- ③ データ要件・連携要件については、機能要件の見直しを契機として行う。
- ④ 上記の見直しに伴う関係者の調整を円滑に行うため、見直し内容の仕様書への反映の基準日を年に数回設ける。
(例 前期分：8月31日、後期分：1月31日)
- ⑤ なお、標準準拠システムの開発過程等で生じるベンダー等からの標準仕様書の解釈の確認や疑義等への対応については、開発のボトルネックとなることのないよう、標準仕様書の改定プロセスを待つことなく、デジタル庁が別途定める方法により、随時対応することとし、ベンダー等との認識共有を図る。

出典：地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する関係府省会議（第2回）
資料3 「地方公共団体の基幹業務システムの標準化のために検討すべき点について」より

標準仕様書の改定に関する基本的な考え方②

- 2022年度においては、各業務において標準仕様書の改版が予定されていることから、以下のような取扱いとしてはどうか。

<2022年度における取扱い（案）>

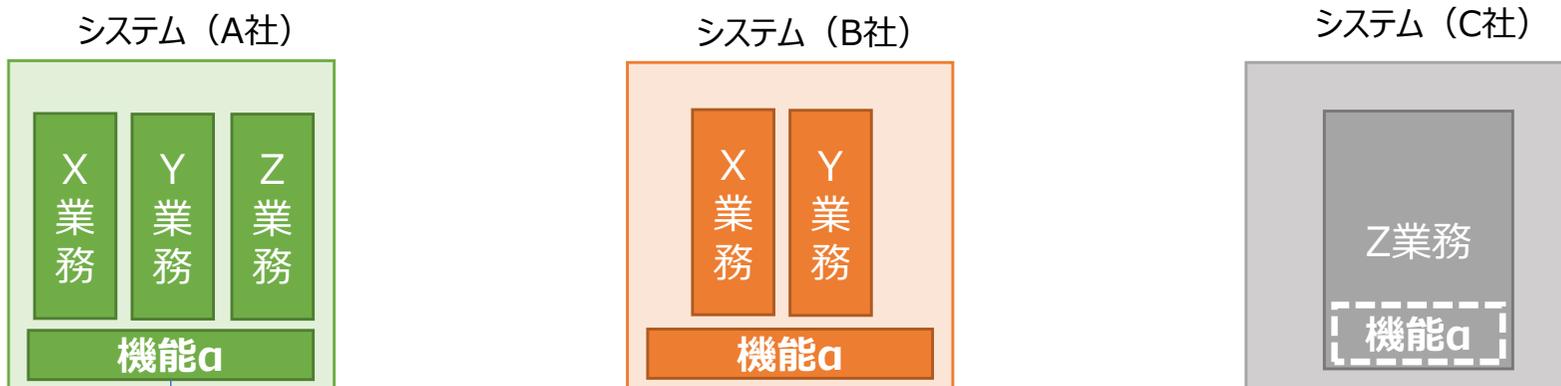
- ① 2022年8月までに策定された仕様書において、2022年8月の時点で今後の検討とされている内容については、当該検討内容に係る制度所管府省は、年内にその見直しの見込みを公表するとともに、遅くとも年度内に当該見直し内容を反映した仕様書を公表する。
- ② 指定都市に係る仕様については、制度所管府省は、デジタル庁の主導的な支援のもと、年度内を目途に、集中的に点検を行う。（デジタル庁、指定都市及びベンダーを構成員とする検討会を立上げ予定。標準仕様書の具体的な改善提案をとりまとめ、制度所管府省に提示し、標準仕様書へ反映。）
- ③ 機能要件について、過剰な機能となっていないかについて、実装必須機能から標準オプション機能への変更に限定して、年内を目途に、デジタル庁の主導的な支援の下、集中的に点検を行う。
- ④ データ要件・連携要件及び共通機能要件に係る実装・運用に関する課題について、デジタル庁は制度所管府省の参画のもと、年内にその見込みを公表するとともに、遅くとも年度内に課題の整理結果を公表する。
- ⑤ 上記取組を通じて、デジタル庁は、2025年度末時点で機能要件、データ要件・連携要件及び共通機能要件について、標準準拠システムが満たすべきバージョンを確定させる。

共通機能等技術要件検討会

共通機能の標準仕様書の射程

- 他ベンダーが提供する可能性のある共通機能については、共通機能の標準仕様書を策定し、標準準拠システムとのインターフェースを規定（一システムと見なして、他標準準拠システムとの連携要件の標準（機能別連携仕様）を策定）する。

【レベル1】
自パッケージ内の
共通機能



【レベル2】
他ベンダーが提供する
可能性のある共通機能



例：申請管理機能、庁内データ連携機能、住登外宛名管理機能、団体内統合宛名機能、EUC機能

【レベル3】
国で1つの共通機能



例：ガバメントクラウドのマネージドサービス

共通機能等技術要件検討会について

本検討会は、令和4年（2022年）8月に策定した標準仕様書に基づき実装・運用を行う場合に、具体化・詳細化が必要な事項について検討することを目的とした。検討結果のうち、標準仕様書への反映が必要なものについては、令和4年度末の改定にて対応する想定。

背景

- ✓ デジタル庁において、令和4年（2022年）8月31日付で地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書【第1.0版】、地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書【第1.0版】を策定した
- ✓ 本仕様書について、各方面からご意見をいただいております。本仕様書に基づいて実装、運用するにあたり、具体化、詳細化が必要な課題について、検討する必要がある

目的

- ✓ 標準仕様書（令和4年（2022年）8月31日 データ要件・連携要件、共通機能）について、実装・運用を行う場合に具体化・詳細化が必要な事項を検討する

※本検討会には、標準仕様書の解釈の認識共有及び実装の検討過程において必要と認識された標準仕様書の修正対応も含まれるが、修正に関する議論が生じた箇所は速やかに情報提供するなどシステム開発への影響を最小限とするように努める

検討の射程

- ✓ 本検討会で決定した内容は、案件ごとに、標準仕様書への反映を行うか、ベンダー間の調整の際のベースラインとなるリファレンスとして提供するかを決定した上で、年内に情報提供し、標準仕様書への反映が必要なものについては年度末の標準仕様書の改定に含めることとする
- ✓ 議論状況に応じて、標準仕様書の改定前に情報提供等が必要であれば、都度検討することとする
- ✓ 文字基盤は、今後デジタル庁で改めて協議することとし、本検討会ではテーマとして扱わず、適宜報告することとする。ただし、今後の進め方や年度内の対応内容をベンダーに情報提供する等し、透明性を確保する

各ワーキングチームでの検討状況

ワーキングチームで取り扱った主な課題・論点及び検討内容を基にした方針は以下のとおり。

主な課題・論点

方針

データ連携 WT

- ✓ 庁内データ連携の全体方針のあり方
- ✓ 標準準拠システムと独自施策システムとの連携方式（独自IFを許容するか）
- ✓ 移行過渡期の庁内データ連携の取り扱い

- ✓ **庁内データ連携の全体方針をファイル連携を基本とすることに転換**（API連携も必要な部分に絞り維持）
- ✓ 標準準拠システムと独自施策システムとの連携は、**機能別連携仕様に規定するIFを原則**とし、当該IFにおいて必要な項目を**連携できない場合は、基本データリスト**を用いた連携とすることに見直し
- ✓ 移行過渡期の**ファイル連携は標準化前システム、API連携は標準化後システムで対応**することをベースラインとして示す

申請管理 WT

- ✓ ぴったりサービスのプリセット項目と標準仕様書の管理項目との対応
- ✓ ぴったりサービス～基幹業務システムまでのオンライン申請全体の役割分担
- ✓ 総務省仕様が規定する申請データの連携方式の継続利用の可否
- ✓ 申請処理状況登録APIの取り扱い

- ✓ **プリセット項目と標準仕様書の管理項目の対応付け**を連携要件として規定
- ✓ 各システムの役割分担を明確化し、**オンライン申請全体の運用フローをリファレンスとして提供、申請管理機能の機能要件の規定**
- ✓ **総務省仕様における申請管理-基幹業務システム間の申請データ連携方式3、4を過渡的な対応として許容**
- ✓ 申請処理状況登録APIは**移行支援期間以降の対応とすることを維持**

宛名管理 WT

- ✓ 宛名情報の管理の在り方（宛名情報まで一元管理する）
- ✓ 住民宛名番号を含む宛名番号の一元的な付番及び宛名番号の引き継ぎ
- ✓ 団体内統合宛名機能と住登外者宛名番号管理機能の一体的な提供

- ✓ **共通機能に住民宛名番号を付番する機能を任意で実装できる規定とし、住登外者の転入時に宛名番号を引き継ぐ運用も可能とする方向で継続検討**
- ✓ 当該2機能を**一体的に提供する際のリファレンスを提供**

継続検討課題

技術要件検討会では、構成員、オブザーバーからの意見をいただき、大きな方針については合意形成できたと認識しているが、下記課題については、年度末までの仕様改定に向けて、意見照会や情報共有等を継続して実施していく想定。

【凡例】（各WTにおける関係するサブ課題番号）

データ連携
WT

- ✓ 仕様書改定時にかかる並行稼動期間の規定方法（リファレンスでよいか）（1.2.12）

申請管理
WT

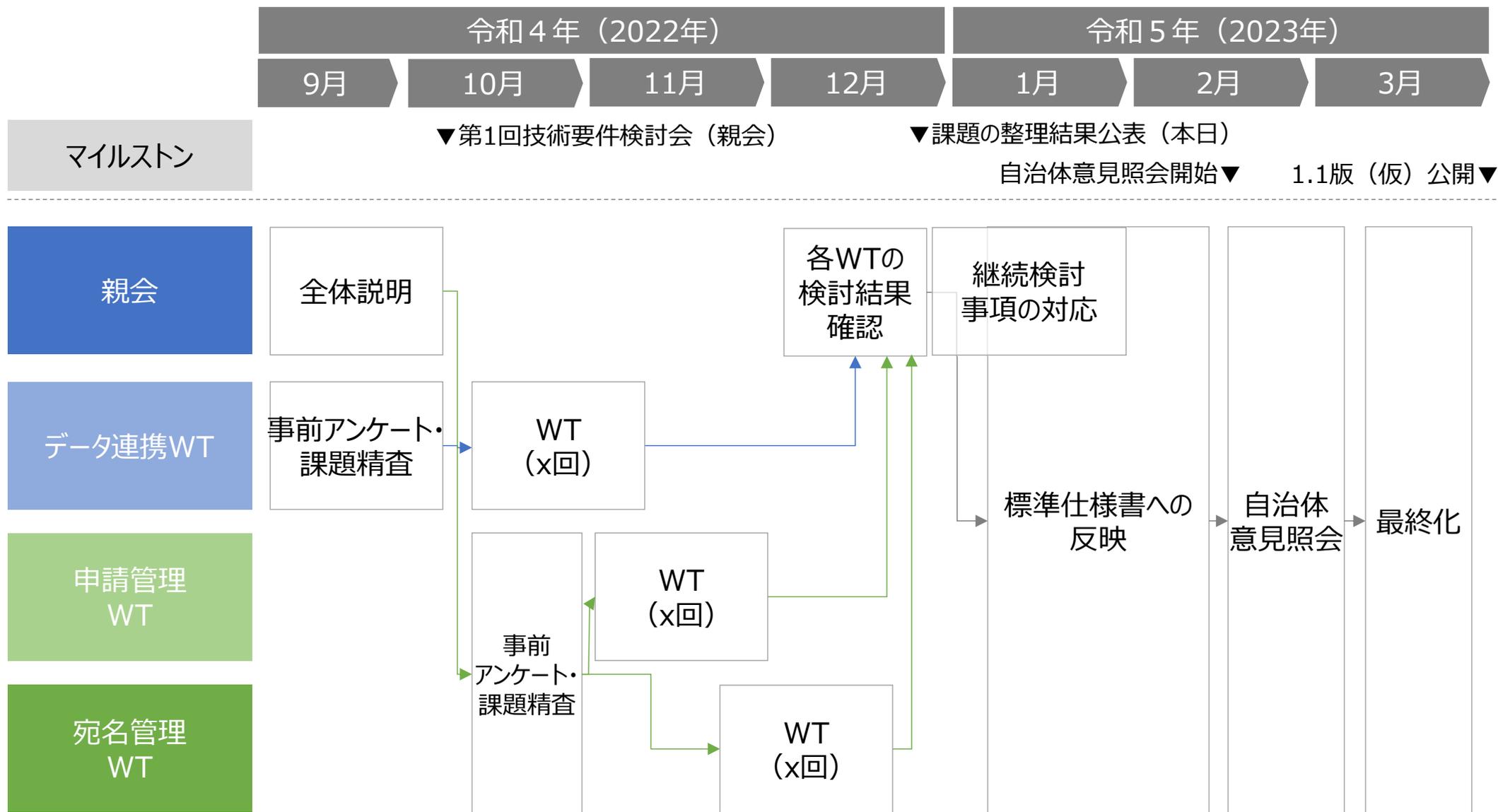
- ✓ 申請管理機能-基幹業務システム間の連携方式（申請データ照会APIを維持するかファイル連携に転換するか）（2.2.1）
- ✓ 「送信済フラグ」に関して、引越しOSSの転入予約情報など申請管理機能から複数の基幹業務システムへ連携する際の取り扱い（2.1.5）

宛名管理
WT

- ✓ 共通機能における住民宛名番号を含めた宛名番号付番機能の規定方針（共通機能の実装類型、住民区分の更新仕様等）（1.1.1）（2.1.2）（2.1.3）
- ✓ 住登外者の住所情報を履歴管理する上での更新の取り扱い及び運用フロー（1.1.2）
- ✓ 住登外者宛名番号管理機能と団体内統合宛名機能を一体的に構築する場合の付番機能（API）集約（1.1.3）
- ✓ 住登外者の支援措置情報を管理する場合の制度面の整理及び運用フロー等（1.1.4）

今後の対応スケジュール

検討結果のうち標準仕様書の改定が必要なものについて1月以降に反映を行い、自治体への意見照会の結果を踏まえ、令和4年度（2022年度）末に仕様書改定版を策定する予定。



— 横並び調整方針の見直し

標準仕様書間の横並び調整方針

- デジタル庁は、各基幹業務システムの標準仕様書間の整合性を図るため、各業務共通で規定すべき事項について、各府省の意見を踏まえた上で、「標準仕様書間の横並び調整方針」を策定する。
- デジタル庁が示した調整方針を踏まえて、各制度所管府省は、各基幹業務システムの標準仕様書にその内容を反映させる。
- デジタル庁は、令和4年6月に、21項目について、横並び調整方針を策定し、現在、各制度所管府省が標準仕様書への反映を検討中。今後も、標準仕様書の横並びの観点から、必要な調整を行う予定。

(例) 中間標準レイアウトや地域情報プラットフォームの引用に関すること

①標準仕様書の横並びを確認（デジタル庁）

住民記録	税務共通	介護保険	就学（学齢簿）
<p>10.6中間標準レイアウト仕様での出力</p> <p>「<u>中間標準レイアウト仕様（住民基本台帳）</u>」で定義された表形式（移行ファイル構成表、移行ファイル関連図、データ項目一覧表、コード構成表、コード一覧）、XML形式又はCSV形式（レイアウト仕様）に準拠したデータ抽出機能が提供されること。</p>	<p>1.8.6. 中間標準レイアウト仕様での出力</p> <p>「<u>中間標準レイアウト仕様</u>」で定義された表形式（移行ファイル構成表、移行ファイル関連図、データ項目一覧表、コード構成表、コード一覧）、XML形式又はCSV形式（レイアウト仕様）に準拠したデータ出力機能が提供されること。</p>	<p>1.1.2.</p> <p>住民記録の異動情報を元に、各事業の対象者及び関係者の異動者及び異動内容を確認できること。 ※1 各事業は、<u>地域情報プラットフォーム標準仕様</u>の障害者福祉業務ユニットに記載の事業とする。</p>	<p>6.1.1 地域情報プラットフォーム標準仕様に基づく連携</p> <p><u>地域情報プラットフォーム標準仕様</u>に定義されている他業務ユニットからのデータ受信については、<u>準拠レイアウト</u>でSOAP通信又は数分間隔でのFTP等によるファイル連携ができるようにすること。</p>

②横並び調整方針の策定（デジタル庁）

14. 中間標準レイアウトや地域情報プラットフォームの引用に関すること

- 「地方公共団体の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件標準仕様書」の策定を踏まえ、標準仕様書において従うべきデータ要件の標準として記載されている「中間標準レイアウト」については「データ要件の標準」に、従うべき連携要件の標準として記載されている「地域情報プラットフォーム」については「連携要件の標準」に改める。

③各業務の標準仕様書に反映（各制度所管府省）

標準仕様書間の横並び調整方針の項目一覧（※下線部は改定検討中）

○ 今般、共通機能等技術要件検討会での検討等を踏まえ、当該方針の改定を予定しており、今後、各制度所管府省に対し、今年度末を目途として各業務の標準仕様書にその内容を反映するよう依頼。

1. 本文の構成に関すること

2. 標準仕様書のファイル形式及びレイアウトに関すること

3. マイナポータルぴったりサービスに関すること

4. 庁内データ連携に関すること

5. 宛名番号に関すること

6. 住登外者宛名番号に関すること

7. 団体内統合宛名番号に関すること

8. 操作権限設定・管理に関すること

9. EUCに関すること

10. 統合収滞納管理に関すること

11. 検索文字入力に関すること

12. 大量印刷に関すること

13. バッチ処理／一括処理に関すること

14. 中間標準レイアウトや地域情報プラットフォームの引用に関すること

15. 文字要件に関すること

16. 金融機関マスタに関すること

17. 住所マスタに関すること

18. バーコード、QRコードに関すること

19. 引越しOSSに関すること

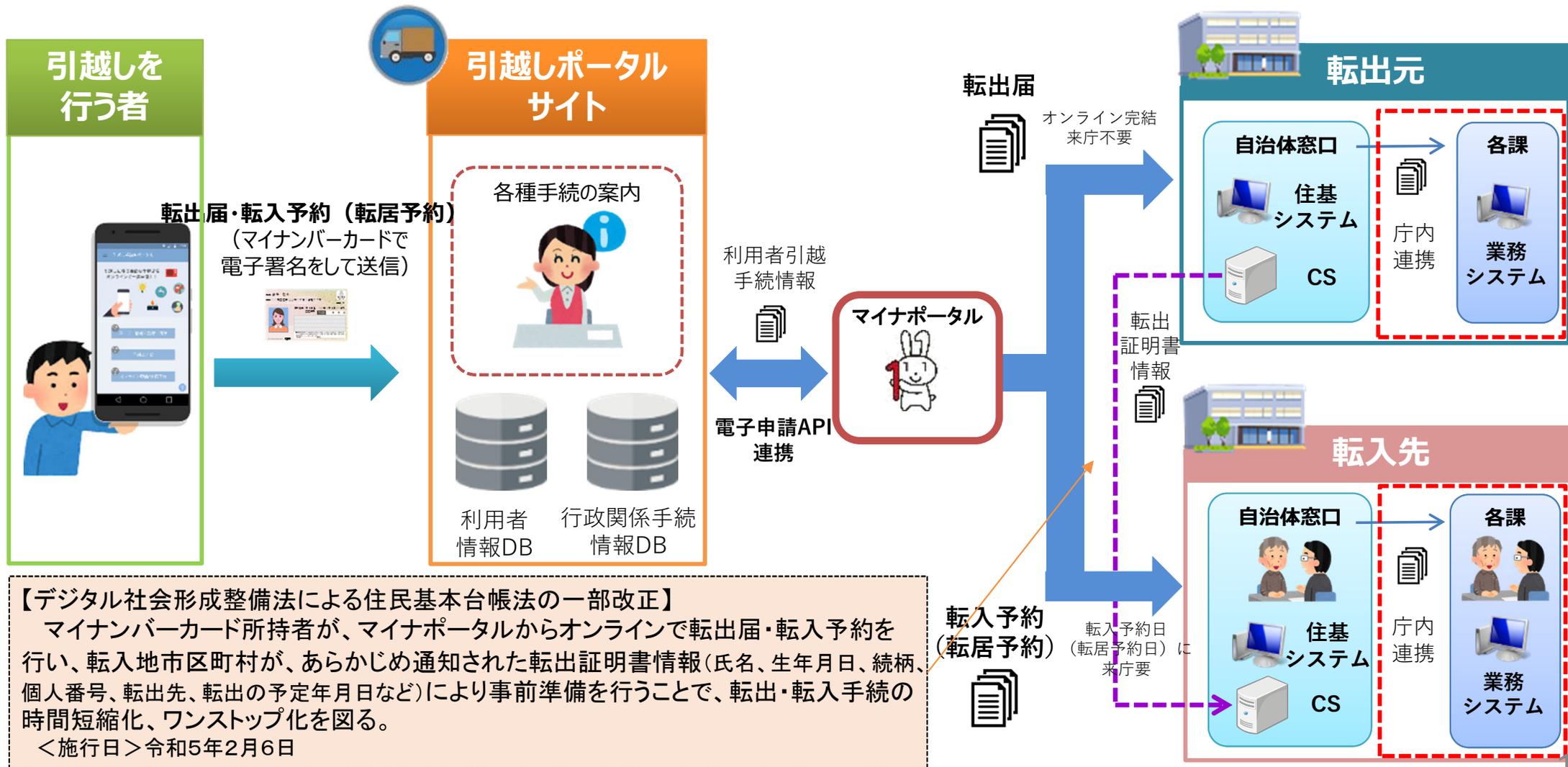
20. 公的給付支給等口座に関すること

21. DV等支援措置に関すること

22. 保存期間を経過した情報の削除に関すること（新設）

自治体手続における引越し手続きオンラインサービスの目指す姿

- 引越しを行う者は、引越しポータルサイトからマイナポータルを経由し、転出元・転入先の自治体に転出届・転入予約を申請。また、同一自治体内の引越しの場合は転居予約を申請。
- マイナポータルでは、一つの申請画面から転出元・転入先の2つの自治体に申請情報を送ることを想定。
- 転出元への来庁は不要。転入予約等をもとに、**転入先が事前準備をする**ことで、住民が転入先への来庁後に記入する書類の削減と待ち時間の縮減を実現。



標準仕様書への反映に向けた調整

- 転入予定者の情報を事前に入手して事前準備が可能となるよう、転出証明書情報や転入予約情報の活用が想定される基幹業務システムの標準仕様書において、実装必須機能として以下の機能を追加する方向で、デジタル庁において関係府省と調整する。
また、業務フローも当該規定に合わせて修正するよう調整する。
- 以下の機能要件について、実装必須機能として標準仕様書に反映されるよう調整中。

①転入予定者の転出証明書情報の受領機能

転入前に、住民記録システムから転出証明書情報（番号利用法で規定する個人番号を除く。以下同じ。）に係る関係する情報を取得できること。

②申請管理システムからの転入予約および転居予約情報の受領機能

マイナポータルぴったりサービスその他汎用電子申請システムを利用して行われた引越しOSSにおける転入予約申請又は転居予約申請により、申請のあった転入予約情報又は転居予約情報のうち、事前準備に用いる情報を、申請管理機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう）を経由して取得できること。

③転入予約情報、転居予約情報および転出証明書情報の表示機能

転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を当該情報のデータ項目により検索ができ、画面又は帳票に出力できること。

④届出帳票のプレプリント機能

来庁予定者の受入れ事前準備として、転入、転居時の〇〇届出に、転出証明書情報、転入予約情報および転居予約情報を基に必要な情報を印字したうえで出力できること。

— 文字要件

「データ要件・連携要件の標準」の全体像

1.データ要件・連携要件の標準について

- 1.1 データ要件・連携要件の標準とは
- 1.2 データ要件・連携要件の標準の対象範囲

2.データ要件の標準

2.1 データリスト

2.1.1 基本データリスト

: データ項目ID、データ項目名、データ型等属性

補足説明資料
(凡例)

2.1.2 共用データリスト

2.2 文字要件

2.3 データモデル（クラスイメージ）

: データ項目ID,データ項目名

3.連携要件の標準

3.1 機能別連携仕様

: 連携ID、連携機能名、
データ項目ID、データ項目名、連携方法

補足説明資料
(凡例)

3.2 独自施策システム等連携仕様

標準準拠システムは、自治体が連携を認めるシステムに対し、基本データリストに規定するデータ項目のうち地方公共団体が認めるものを、参照/受取できるようにしなければならない。

3.3 連携技術仕様

RESTによる公開用API連携（大量のデータを1度に連携する必要のある指定する連携は、「ファイル連携」）

機能要件の標準

: 機能ID、機能名

文字要件に係る今後の検討の方針

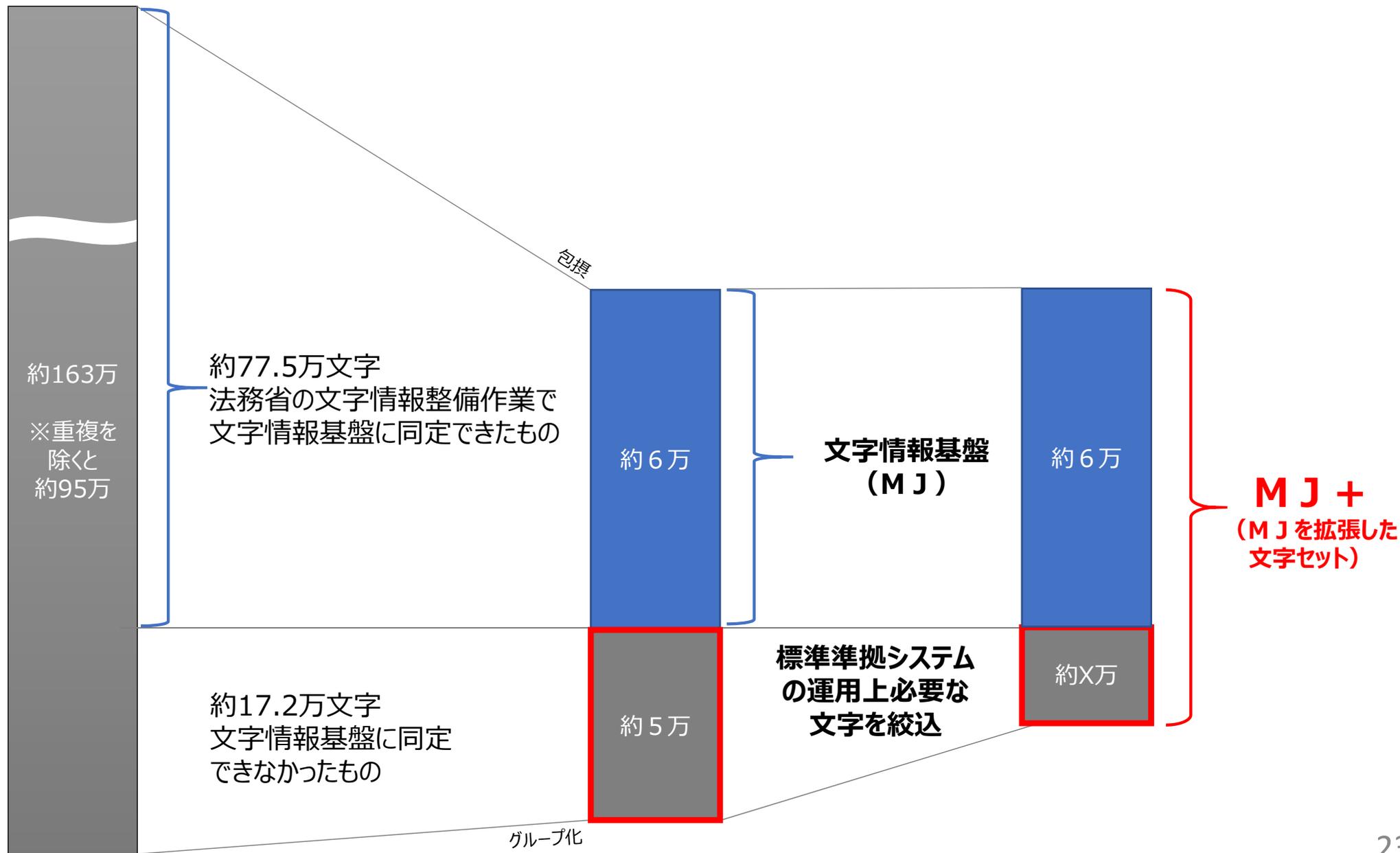
- 標準準拠システムの文字要件については、「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書【第1.0版】」において定めているところであるが、より円滑な標準準拠システムの開発及び移行のため、同仕様書について、令和5年3月を目途に、以下の方向性で改定することを検討することとしたい。

(改定の方向性)

- ① 「2.3 文字要件 (1) 文字セット、文字コード」について
 - ・ 現状、各標準準拠システム（戸籍システム、戸籍附票システム、住民記録システム及び印鑑登録システムを除く。）が保持するデータの文字セットはJIS X 0213:2012と規定しているところ、JIS X 0213:2012への対応をしつつ、原則として、全ての標準準拠システムにおける文字セットはデジタル庁において文字情報基盤として整備された文字セット（以下「MJ+」という。）とする。
- ② MJ+について
 - ・ MJ+とは、同仕様書「2.3 文字要件 (1) 文字セット、文字コード」に規定する「文字情報基盤として整備された文字セット」の呼称であり、文字情報基盤の文字セット（以下「MJ」という。）に、基幹業務システムのその他の文字セットの文字のうち、標準準拠システムの運用上必要な文字としてデジタル庁が指定した文字を加えた文字セット（MJを拡張した文字セット）である。
なお、MJ+は、関係省庁との連携の下、デジタル庁において作成し、公表する。
- ③ MJ+への変換及びMJ+とJIS X 0213:2012との関係について
 - ・ 基幹業務システムのその他の文字セットからMJ+への同定マップ（以下「同定マップ」という。）及びMJ+からJIS X 0213:2012への代替マップ（以下「代替マップ」という。）については、関係省庁との連携の下、デジタル庁において作成することとし、地方公共団体等に提供する。
- 今後、デジタル庁において関係機関と連携して検討を進め、令和4年度末を目途にMJ+の概要を提示し、令和5年度末を目途に、同定マップ及び代替マップを提供する。

文字要件に係る現状とMJ+の範囲（イメージ）

戸籍バンダーが
管理する文字



（参考）データ要件・連携要件標準仕様書【第1.0版】（2. 3 文字要件）

(1) 文字セット、文字コード

各標準準拠システムが保持するデータの文字セットはJIS X 0213:2012、文字コードはJIS X 0221:2020とする。

ただし、戸籍システム及び戸籍附票システムの氏名、本籍、筆頭者及び住所/方書（左記の情報を基に記録される他の項目も含む。）については、文字情報基盤として整備された文字セット（(3)に規定する「文字情報基盤として整備された文字セット」をいう。以下同じ。）を保持する。なお、従来の文字セットを、文字情報基盤として整備された文字セットと対応させて保持することは、経過措置として、当分の間、可能とする。

住民記録システム及び印鑑登録システムの氏名等（氏名/旧氏/通称、世帯主の氏名、住所/方書、本籍及び筆頭者（左記の情報を基に記録される他の項目も含む。）をいう。以下同じ。）については、文字情報基盤として整備された文字セットを保持する。なお、文字情報基盤として整備された文字セットを、従来の文字セットと対応させて保持することは、経過措置として、当分の間、可能とする。

戸籍・住記等システム（戸籍システム、戸籍附票システム、住民記録システム及び印鑑登録システムをいう。以下同じ。）以外の標準準拠システムの氏名等については、保持するデータの文字セットは JIS X 0213:2012、文字コードは JIS X 0221:2020 とする。ただし、住民に対して発行する証明書等に記載する氏名等について、文字情報基盤として整備された文字を表記する必要があるとデジタル庁が認める場合においては、氏名等に係る文字情報基盤として整備された文字と JIS X 0213:2012 へ縮退された文字を一意に変換して表示すること。

氏名等について、文字情報基盤として整備された文字から JIS X 0213:2012の文字への縮退は、デジタル庁が MJ 縮退マップを改良して作成した自治体用縮退マップを用いて行う。ただし、縮退した文字について、本人が希望する場合には、自治体用縮退マップにより縮退した文字とは異なる JIS X 0213:2012の文字とすることができる。

デジタル庁は、総務省及び法務省の協力の下、文字変換機能（氏名等に係る文字情報基盤として整備された文字と JIS X 0213:2012 へ縮退された文字との変換を一意に変換する機能をいう。以下同じ。）を含め文字環境を整備し、全体としてより効率的なシステム構築や運用を行うための取組に積極的に協力をする事業者や市区町村と段階的に実証することとする。

戸籍・住記等システム間において氏名等を情報連携する場合には、文字情報基盤として整備された文字とする。

住民記録システムと戸籍・住記等システム以外の標準準拠システムとの間において氏名等を情報連携する場合や、戸籍・住記等システム以外の標準準拠システム間において氏名等を情報連携する場合は、JIS X 0213:2012 の文字とする。

氏名等について文字情報基盤として整備された文字を利用する場合の文字フォントは、IPAmj 明朝フォント（Ver.006.01：最新）とするが、英数字について等幅間隔で管理できるように、英数字以外の文字が IPAmj 明朝フォントの字形を変えず、かつ、IPAmj 明朝フォントのライセンスの範囲内で「IPAmj明朝フォントの一部を改変した等幅フォント」を採用してもよい。

また、氏名等以外の文字フォントは、任意とする。

— 実装類型の点検について

実装類型の点検の概要

- 令和4年8月末までに、20業務全ての標準仕様書が作成・公表されたところ、機能要件については、複数のベンダから、実装必須機能が過大過剰になっているのではないかと、この意見があり、今後の開発工数への影響や運用経費の増大が懸念されるなど、開発等の本格化に当たり、実装類型の点検が喫緊の課題となった。
- この課題を踏まえ、令和7年度までの円滑な移行に向けたベンダの機能開発範囲の最適化や、システム提供価格の低減等を実現するため、実装必須機能から標準オプション機能への見直しに向けた、実装類型の点検を実施。
- 具体的には、デジタル庁においてベンダへのアンケート調査などを実施。その結果を踏まえて、各業務の機能要件のうち実装必須機能について、可能なものは、標準オプション機能へ修正する検討を行う。

【実装類型に関するアンケート調査】

調査対象：自治体の基幹業務システム関連ベンダ（APPLIC経由で依頼）

調査期間：11月8日～11月30日

調査内容：20業務の実装必須機能について、主に以下の観点から点検するべく、意見照会を実施

見直しの対象とする観点	説明
便利機能	BPRを除き、特に一定規模以上の自治体に必要な職員の利便性のための機能で、必ずしも実装必須とする必要がないと考えられるもの
その他の機能要件により充足する機能	その他の機能要件により充足する内容を多重に規定している場合、必ずしも実装必須とする必要がないと考えられるもの
過剰機能	当該機能を利用する自治体が少ない等、必ずしも実装必須とする必要がないと考えられるもの

実装類型に係るベンダ調査等の結果と見直しの考え方

【実装類型に関するアンケート調査の結果概要】（速報値）

回答ベンダ数：各業務ごとに、1～16ベンダから回答

意見のあった機能ID数：2,847（うち同一機能IDについて各業務の過半数又は4社以上から意見のあった機能ID数：294）

【実装類型の見直しの考え方】

- 標準仕様書の実装類型については、各業務の標準化検討会における構成員（自治体、ベンダ等）の検討を踏まえ、全国意見照会を経て定められたもの。
- また、自治体からは「標準オプション機能とした場合、実装するかしないかはベンダの任意となるため、同機能が実装されたシステムが提供されない可能性があるのではないか」といった懸念等があった。
- 2025年度（令和7年度）までの標準準拠システムへの移行を目指し、システム開発が本格化する中、デジタル庁において現に機能開発等を行うベンダと意見交換したところ、ほとんど全てのベンダから「標準オプション機能については、既存顧客である自治体が必要とする場合、標準準拠システムの機能として実装する方針」と聞いているところ。
- これらのことを踏まえ、各業務や横並び調整方針等において政策的に推進するための機能を除き、原則として、アンケート調査の結果を踏まえたデジタル庁の修正案を標準仕様書に反映することとし、デジタル庁は関係府省と調整を行う。

実装類型の点検に係るスケジュール

○点検結果について、関係府省と連携し、令和4年度内を目途に各業務の標準仕様書への反映を実施。

		令和4年度					
		10月	11月	12月	1月	2月	3月
マイルストーン							標準仕様書及びデータ要件・連携要件の改定(年度内) ▼
デジタル庁	見直し案作成 データ要件・連携要件改定		ベンダアンケートなど調査を実施	実装必須機能見直し案の作成	各制度所管府省の検討支援	データ要件・連携要件への反映	
各制度所管府省	見直し案確認・精査 標準仕様書の改定				見直し案確認、検討会等	標準仕様書への反映	

指定都市要件の点検

指定都市における標準化の課題とその検討状況等

- 指定都市における標準化の課題の解決に向けて、「標準仕様の指定都市における課題等検討会」を開催し、**標準化対象の全20業務の機能要件**について、デジタル庁と指定都市20市（情報政策担当課、各業務担当課）が協力し、点検作業を実施。
- 各業務の標準仕様書に対する直近の意見（20業務合計で11,300件）を分類。
 - A 指定都市の制度上、標準仕様に固有の規定が必要なもの**（例：行政区や設置機関の取扱いなど）
 - B 人口、処理件数の多い団体にとって規定が必要なもの**（例：大量一括処理や過誤防止機能など）
 については、指定都市要件の候補として、複数市が同意見のものを抽出するなど、更に精査を実施。

分類	意見数 ※A+B合計 3,276件
A. 指定都市の 制度上、個別の規定が必要なもの →「 実装必須機能 」の方向で検討	697件
B. 人口、処理件数の多い団体にとって必要なもの →「 標準オプション機能 」の方向で検討	2,579件
※C. その他、指定都市に限らない意見や要望等 →今後の取組や検討の中で反映するべく、各府省とも共有	8,024件

- 最終的に、今般とりまとめる指定都市要件に準拠したパッケージ（標準準拠システム）を各ベンダが開発し、各市が実際に移行することが必要。

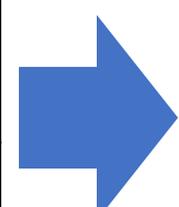
⇒実現性のある指定都市要件の標準仕様として成案をまとめるべく、以下の点から精査。

- ・**パッケージ化の条件と思われる過半数等、複数市が同意見のものを抽出し、素案としてとりまとめ**（標準化の趣旨を踏まえ、個別意見＝個別開発は避ける）。
- ・**ベンダに対し、2025年度までの移行を念頭に置いた実装の可否を確認し、実現性のある仕様として更に精査。**

指定都市における標準化の課題とその検討状況等

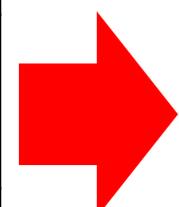
- ベンダにおけるパッケージ化の検討の俎上に乗り得る観点から、**「過半数（11市）以上からの同意を得ている意見」**については、デジタル庁において、各業務の標準仕様書に追加すべき指定都市要件の**「素案」**としてとりまとめ。
- 素案は各指定都市も確認し、**素案に含まれていないが、指定都市要件として追加すべき意見**がある場合、**「過半数(11市)又は複数市（※）以上からの同意」**を得るとともに、**指定都市側で機能要件案等**をとりまとめ、**期日までにデジタル庁に提出**。デジタル庁は、素案と同様に、各ベンダに提示し、実装可否について調整。
※実装必須機能のため、原則として過半数以上（分類Bについては標準オプション機能のため、少なくとも4市以上で必要性が特に高いとするもの）

分類	素案 ※11市以上が 同意見
A. 指定都市の制度上、個別の規定が必要なもの →「 実装必須機能 」の方向で検討	609件
B. 人口、処理件数の多い団体にとって必要なもの →「 標準オプション機能 」の方向で検討	2,281件
合計	2,890件



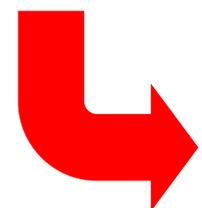
①ベンダに確認依頼

- ・2025年度までの移行を踏まえ、実装の可否について確認



②指定都市に確認依頼

- ・追加すべき意見がある場合、11市又は複数市（※）以上からの同意を得て、機能要件案をとりまとめてデジタル庁に提出



③ベンダに追加で確認依頼

- ・指定都市のとりまとめを踏まえ、実装の可否について確認

※素案にならなかった意見についても、関係府省やベンダと共有し、今後の取組や開発の参考とする。
 ・A又はBに分類、素案にならなかった意見の合計：386件
 （うちA：88件 B：298件）

指定都市要件の素案の例

①**分類A 子ども・子育て支援システム** 機能要件名：契約－利用者負担額決定等
対応：**新規追加（実装必須機能）**

- 利用調整結果通知・利用者負担額決定通知・支給認定通知の電子公印を、各通知書を管理している行政区ごとに変更できること。

②**分類A 障害者福祉システム** 機能要件名：療育手帳－申請管理機能
対応：**類型変更（実装必須機能）**

- 検査情報のうち機微情報（特にIQに係る情報）については、指定都市が設置する行政区等の窓口ごとに、処理制御や利用情報を設定でき、設定に応じた各機能を利用できること。

③**分類B 後期高齢者医療システム** 機能要件名：保険料収納
対応：**新規追加（標準オプション機能）**

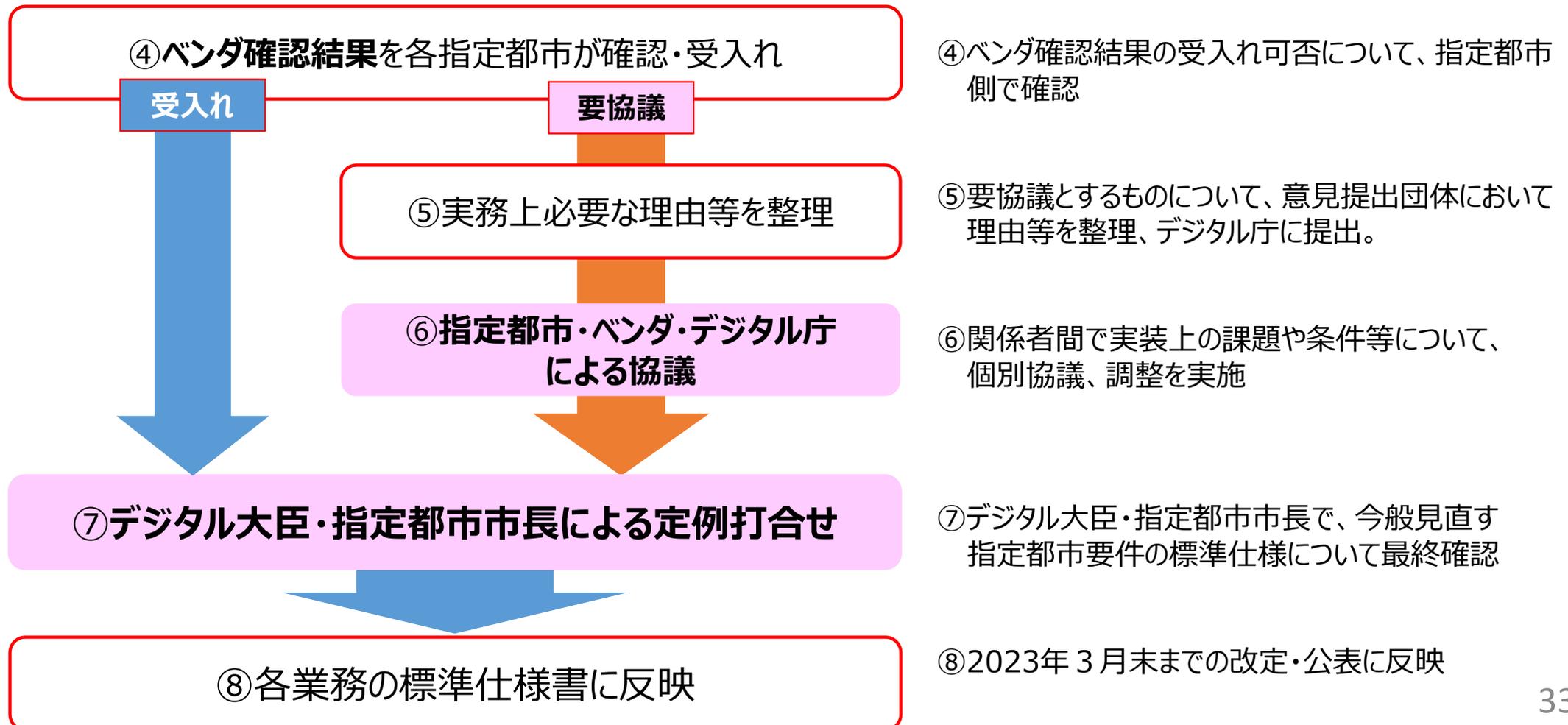
- 広域標準システムとの突合及び決算事務処理を行うため、指定日における「収納実績表（調定、収納、過誤納、還付、還付未済、欠損額）」が出力できること。

④**分類B 障害者福祉システム** 機能要件名：療育手帳－一覧管理機能
対応：**新規追加（標準オプション機能）**

- 事務効率のため、手帳交付者一覧を交付日・判定結果送付日・結果送付日を一括更新することができること。

指定都市における標準化の課題とその検討状況等

- **指定都市向けのシステム開発を行っているベンダ**等に対し、デジタル庁から素案を提示し、2025年度までの標準準拠システムへの移行を念頭に置いた実装の可否等についての確認や、指定都市・ベンダ・デジタル庁による協議を各業務で実施するなど、調整を実施。
- 最終的に、指定都市及びベンダの調整が整った成案をとりまとめ、デジタル庁から各制度所管府省に対して、各業務の標準仕様書に反映するよう依頼し、3月末までに反映後の標準仕様書を作成・公表する。



指定都市における標準化の課題検討と今後のスケジュール

